

越前たけふ駅二次交通需要調査及び越前たけふ駅誘客促進基礎調査業務仕様書

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、越前市（以下「発注者」という。）が委託する「越前たけふ駅二次交通需要調査及び越前たけふ駅誘客促進基礎調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、越前市設計業務等委託契約約款（第34条、第36条から第38条まで及び第40条を除く。）によるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 業務目的

令和5年度末に開業を迎える越前たけふ駅の二次交通について、効率的で効果的な交通を整備するとともに、北陸新幹線金沢・敦賀間開業後を見据えた越前市への誘客促進に繋げるための調査・提案を行う。

3 契約期間

本業務の契約期間は契約締結日の翌日から令和4年10月20日までとする。

4 業務範囲

- (1) 本業務のうち、越前たけふ駅二次交通需要調査業務（以下「需要調査」という。）は以下の場所において行う越前たけふ駅開業に伴う二次交通の需要調査及び二次交通の提案をいう。
 - J R 西日本北陸本線「武生駅」（福井県越前市府中一丁目1）
 - 上記の他、任意の駅で調査を実施する可能性がある。任意の駅はJ R 武生駅以北の福井県内の駅の中から、発注者及び受注者の協議により決定する。
- (2) 本業務のうち、越前たけふ駅誘客促進基礎調査業務（以下「基礎調査」という。）は以下の場所において行う北陸新幹線金沢・敦賀間開業後を見据えた越前市への誘客促進に繋げるための基礎調査及び誘客促進策の提案をいう。
 - J R 西日本北陸新幹線「金沢駅」（石川県金沢市木ノ新保町1番1号）
 - J R 東日本北陸新幹線「東京駅」（東京都千代田区丸の内1丁目9番1号）
 - J R 西日本北陸本線「武生駅」（福井県越前市府中一丁目1）

5 需要調査の内容

- (1) 需要調査は、令和5年度末の越前たけふ駅開業を見据え、越前たけふ駅の利用者及び来訪者のニーズを把握し、効率的で効果的な二次交通の提案をする以下の業務とする。

ア 計画準備

需要調査の目的を十分に考慮し、作業を円滑に進めるために実施方法や実施工程、業務体制等を記した業務計画書を作成する。作業実施においては、後述する7 参考図書その他、市内の公共交通の状況、他地域事例等を参考にすること。

イ 調査

- (ア) 調査は J R 武生駅利用者に対してインタビューにより行う。この他、任意の駅で調査を実施する可能性がある。任意の駅は発注者及び受注者の協議により決定する。対象者は特急利用者を主とする。
- (イ) 調査は、本調査の主旨を踏まえるとともに必要サンプル数を回収するために、調査時期、調査日時、調査箇所、調査対象者等必要な条件を発注者及び受注者の協議により決定する。
- (ウ) 調査の設問は、二次交通の利用想定（利用時間、利用頻度、ニーズ等）及び問題点を把握することを目的とし、回答しやすく、質問の意図が伝わりやすい設問となるよう細心の注意を払うこと。設問作成に当たっては、発注者と協議の上、作成する。
- (エ) 発注者が市内大手企業に対して、同様の調査を令和 4 年 3 月頃にアンケート方式で実施するため、当該アンケートの設問作成について指導・助言を行うこと。

ウ 結果の整理と課題の検討

調査結果や各種事例等から二次交通需要を想定するとともに、利便性向上のため効率的で効果的な輸送方法やサービス面等多面的な検討を行う。

エ 二次交通案の提案

現状や各種事例、インタビュー調査結果等を踏まえつつ、人の動きや交通の種類、拠点、運行頻度、採算性、持続可能性等の観点も考慮し、効率的で効果的な越前市に適した二次交通の提案を行う。

6 基礎調査の内容

- (1) 基礎調査は、令和 5 年度末の北陸新幹線敦賀開業後を見据え、認知度調査と来訪者調査の実施により首都圏から越前市への誘客促進を図るための基礎データを収集し、誘客促進策を提案する以下の業務とする。

ア 計画準備

基礎調査の目的を十分に考慮し、作業を円滑に進めるために実施方法や実施工程、業務体制等を記した業務計画書を作成する。作業実施においては、後述する 7 参考図書その他、市内の公共交通の状況、他地域事例等を参考にすること。

イ 認知度調査

- (ア) 認知度調査は J R 金沢駅、東京駅利用者に対してインタビューにより行うこととする。J R 金沢駅での調査対象者は、北陸新幹線利用者を主とする。
- (イ) 認知度調査は、本調査の主旨を踏まえるとともに必要サンプル数を回収するために、調査時期、調査日時、調査箇所、調査対象者等必要な条件を発注者及び受注者の協議により決定する。
- (ウ) 認知度調査の設問は、越前市の認知度等を把握することを目的とし、回答しやすく、質問の意図が伝わりやすい設問となるよう細心の注意を払うこと。設問作成に当たっては、回答者の属性、福井県・越前市の認知度を必ず含めることとし、発注者と協議の上、作成する。

ウ 来訪者調査

- (ア) 来訪者調査はJR武生駅利用者に対してインタビューにより行うこととする。対象者は、特急利用者を主とする。
- (イ) 来訪者調査は、本調査の主旨を踏まえるとともに必要サンプル数を回収するために、調査時期、調査日時、調査箇所、調査対象者等必要な条件を発注者及び受注者の協議により決定する。
- (ウ) 来訪者調査の設問は、北陸新幹線敦賀・金沢間開業や越前たけふ駅開業に対する期待、越前市を来訪するための目的や必然性、消費額、ニーズ等を把握することを目的とし、回答しやすく、質問の意図が伝わりやすい設問となるよう細心の注意を払うこと。設問作成に当たっては、回答者の属性、来訪目的、同行者、利用した交通機関、立ち寄った場所、来訪先での消費額、来訪先の決め手、訪問先の満足度、訪問を比較した候補地、北陸新幹線の利用について必ず含めることとし、発注者と協議の上、作成する。

エ 結果の整理と誘客促進策の検討

調査結果や各種事例等から越前市への移動ニーズを踏まえ、首都圏から越前市への誘客促進を図るための多面的な検討を行う。

オ 誘客促進策案の提案

現状や各種事例、インタビュー調査結果等を踏まえ、首都圏から越前市への誘客促進を図るための誘客促進策の提案を行う。

7 参考図書

本業務の実施にあたっては発注者の定める以下の計画を参考にすること。

- ア 越前市総合計画
- イ 越前市総合戦略
- ウ 越前市都市計画マスタープラン
- エ 越前市立地適正化計画
- オ 越前市中心市街地活性化基本計画
- カ 南越駅周辺まちづくり計画
- キ 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画
- ク 越前市観光振興プラン
- ケ 越前市地域福祉計画
- コ 越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画
- サ 越前市健康21計画
- シ 福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画
- ス 越前市オープンイノベーション推進ビジョン

8 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議等の会議資料作成、会議への出席（助言・提言等）、会議報告書の作成等を行うこと。

9 打合せ協議

ア 打合せ協議の回数は合計4回以上とし、内訳は次のとおりとする。なお、必要に応じてオンラインでの開催も可とする。

初回1回

中間2回以上

成果品納入時1回

イ 中間協議は発注者又は受注者の必要に応じて随時行う事とし、業務の進捗等についてとりまとめた資料を提供することとする。なお、中間協議の追加は設計変更の対象としない。

10 成果品

(1) 本業務における成果品は次の通りとする。

| | | |
|---|----------------------------|----|
| ア | 二次交通提案書及び概要版（A4版、ファイル綴じ） | 3部 |
| イ | 誘客促進策提案書及び概要版（A4版、ファイル綴じ） | 3部 |
| ウ | 需要調査成果報告書及び概要版（A4版、ファイル綴じ） | 3部 |
| エ | 基礎調査成果報告書及び概要版（A4版、ファイル綴じ） | 3部 |
| オ | 上記の電子データ（CD-R又はDVD-R） | 1部 |
| カ | その他、業務項目において作成した根拠資料等 | 3部 |

※イ、エの概要版については、令和4年6月10日を期限とする。

11 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て越前市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に、受注事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

12 一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者から書面により承諾を得なければならない。

13 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

14 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。